

交野市子ども・子育て支援事業計画

— 子どもの貧困対策編 —



未来ある子どもたちを
皆で支える仕組みづくり



平成30年3月

交野市

【目 次】

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定について	3
2 貧困の定義	5

第2章 交野市の子どもを取り巻く状況と課題

1 子どもの生活実態調査結果の概要	8
2 調査結果の概要（抜粋）	
①世帯収入	10
②困窮度別に見た、経済的な理由による経験	11
③困窮度別に見た就学援助費の受給状況	12
④困窮度別に見た児童扶養手当の受給状況	12
⑤困窮度別に見た、初めて親となった年齢	13
⑥初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴	13
⑦困窮度別に見た、朝食の頻度	14
⑧朝食摂食度別に見た、学習理解度	14
⑨困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人	15
⑩困窮度別に見た、放課後に過ごす場所	16
⑪放課後ひとりで過ごす子どもの場所	17
3 調査結果から見てきた課題の整理	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方	21
2 理念から施策の方向性の相関イメージ	22
3 施策の体系	23

第4章 施策の展開

1 重点的な取組み	27
2 施策の体系に基づいた主要な取組み	
(1) 子どもの「生きる力」の育成支援（教育の支援）	30
(2) 子どもの孤立解消に向けた支援（生活の支援（子））	31
(3) 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護者））	33
(4) 就労に向けた包括的な支援（就労の支援）	35
(5) 公的な経済支援へのつなぎに向けた取組み（経済的支援）	36

第5章 計画の推進

計画の推進及び評価・点検	38
--------------	----

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定について

1. 計画策定の背景

平成25年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年時点の日本の子どもの貧困率は16.3%となり過去最高を更新しています。こうした子どもの厳しい状況などを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。大綱では、「子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく、必要な施策が実施されるよう配慮する。」とされています。

こうした国の動きを踏まえ、大阪府では、平成27年3月に法に基づく都道府県計画を「大阪府子ども総合計画」の1つとして策定され、「子どもに視点を置いた切れ目ない支援を実施」、「子どもにもっと身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応」とする子どもの貧困対策への方向性が示されました。

交野市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、その基本的な考え方及び具体的な取り組みを示した計画を、交野市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、法や大綱等の趣旨を踏まえつつ、交野市として目指すまちづくり像を実現するための「第4次交野市総合計画」をはじめ、教育の支援や生活の支援等に関連する分野別計画との整合性に配慮したものとします。

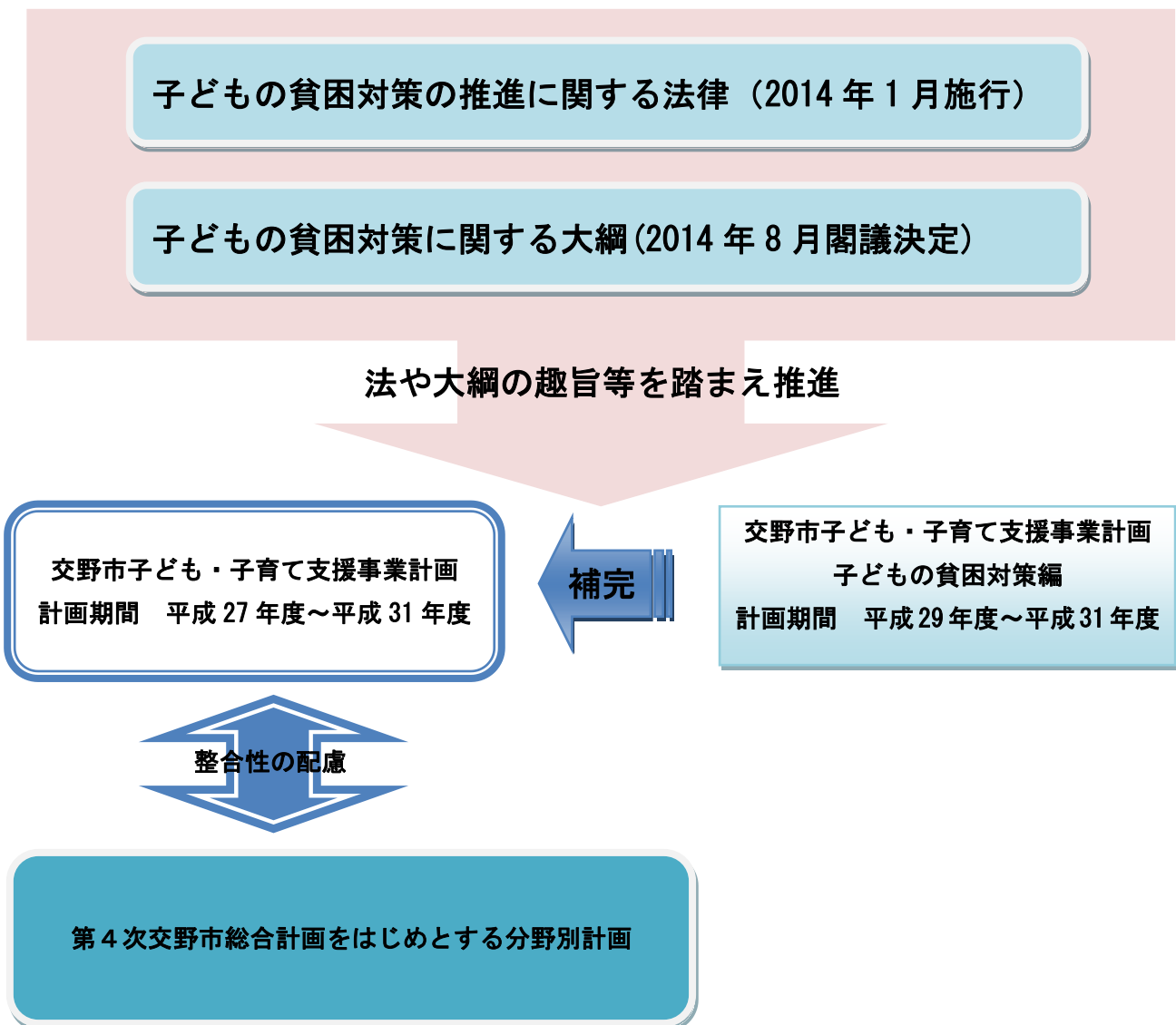


図 法や大綱、更には本市総合計画をはじめとする他計画等との位置付け

3. 方針並びに計画の対象

法第2条において、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」とする基本理念が掲げられており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけでなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものと規定されています。

このことから、本計画における対象は、現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭だけでなく、保護者に疾病・障がいがある家庭やひとり親家庭等で、将来、経済的困窮状態になるおそれの高い子どもとその家庭等も対象とします。なお、子どもとは原則として、18未満の者をいいます。

2 貧困の定義

1. 「絶対的貧困」と「相対的貧困」

貧困は一般的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二種類に定義されます。2つの違いは次の通りです。

①「絶対的貧困」

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことをいいます。諸外国で飢餓に苦しんでいる子ども、ストリートチルドレン等がこれに該当します。

⇒一定の基準により把握されることが容易であり、生活保護制度が確立している日本では、路上生活者を除き、絶対的貧困は存在しないといわれています。

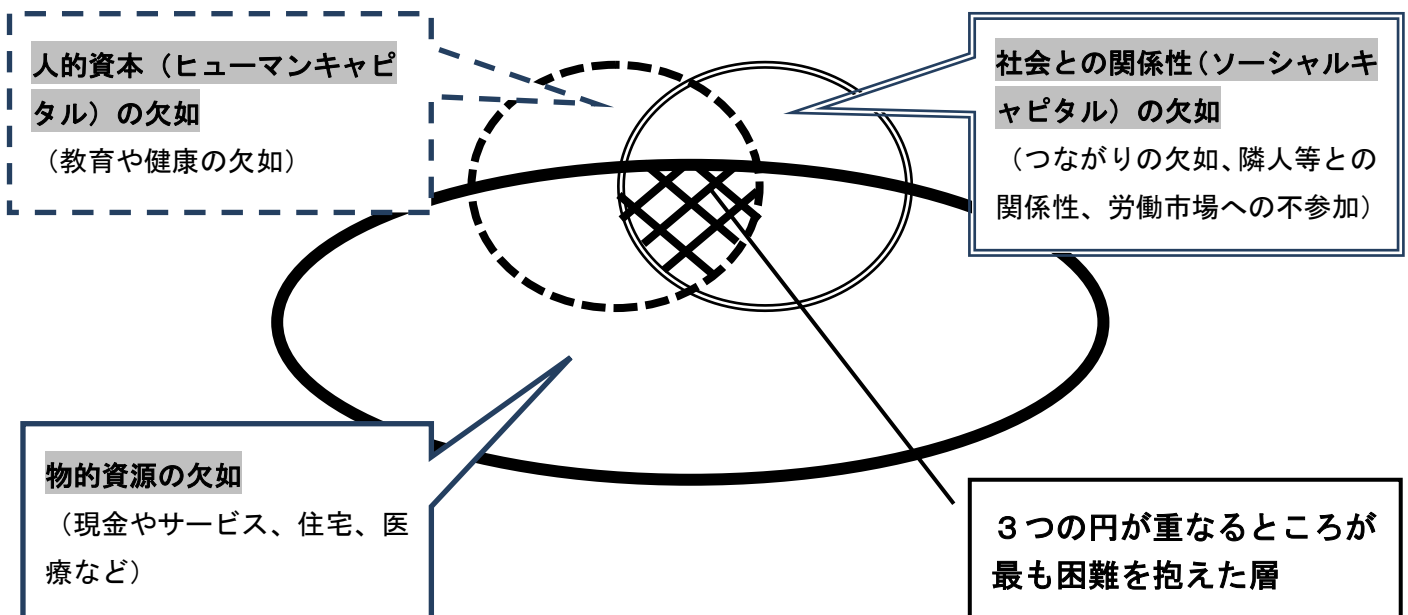
②「相対的貧困」

地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことをいいます。

この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断され、「貧困」の基準が、その人が生きている地域、時代等によって変化することから、「相対的貧困」や、「見えない貧困」と言われています。

2. 貧困の基本的な枠組み

貧困は、現金や住宅といった「物質的な欠如」だけではなく、教育や健康といった「人的資本（ヒューマンキャピタル）の欠如」や、地域や学校といった「社会とのつながり、関係性（ソーシャルキャピタル）の欠如」が貧困の要素とされています。これらの要素を解消する対策が貧困対策となりますが、特に3つの要素が重なる部分が最も困難を抱えた貧困層となることから喫緊の対応が求められます。



3. 子どもの貧困率

平成 24 年に厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、日本における子どもの貧困率は、16.3%になっており、これまでも若干の増減を繰り返しながら増加傾向にあります。一方、世帯の困窮度を示す相対的貧困率は 16.1% となり、子どもの貧困率はその値を上回る状況にあります。こうした実態を受け、大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、この子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校の進学率等の指標を設定し、その改善に取り組むこととされています。

本計画第 2 章における「子どもの生活実態調査」では相対的貧困率を基に世帯の困窮度を示しています。

※ 「子どもの貧困率」とは・・・

18 歳未満の子どもの総数に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

「相対的貧困率」とは・・・

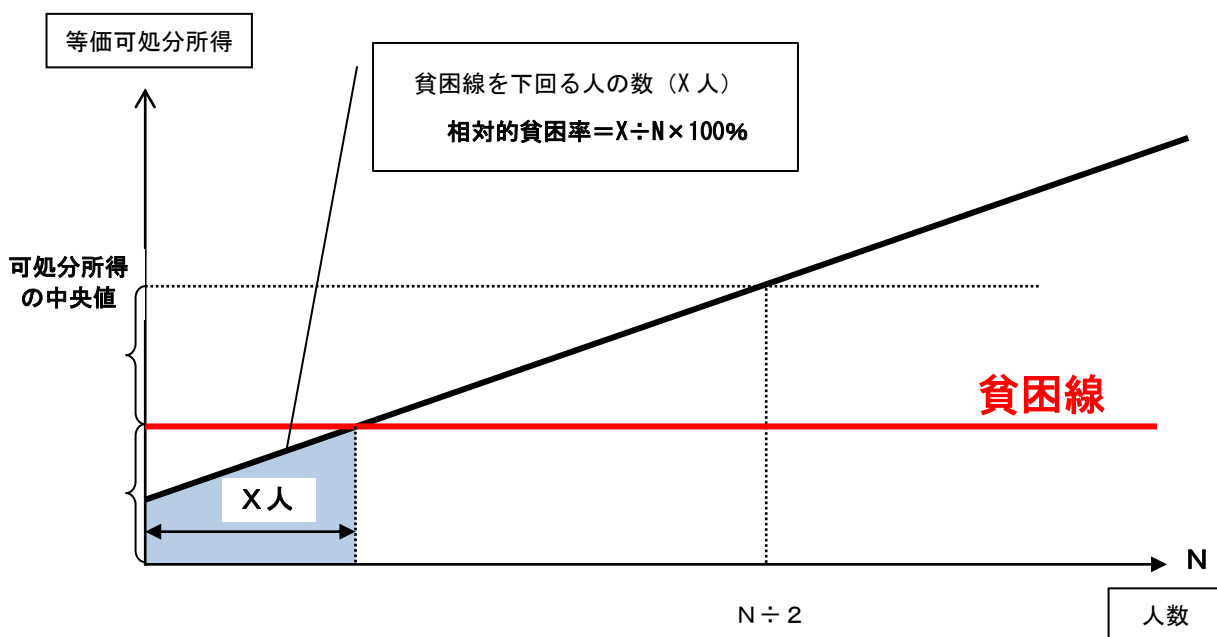
OECD（経済協力開発機構）では、世帯の可処分所得（P9※1 参照）を世帯人員の平方根で除して調整した額（等価可処分所得）の中央値の 50% 基準（貧困線）をものさしとしており、わが国でもその値に満たない世帯の割合を相対的貧困率としています。なお、平成 24 年の貧困線は 122 万円になります。

参 考

☆貧困線と相対的貧困の考え方

下のグラフは、等価可処分所得と人数の関係を示したものです。

等価可処分所得の中央値の 50% を「貧困線」といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人・世帯を「相対的貧困」とします。



第2章

交野市の子どもを取り巻く状況と課題

1 子どもの生活実態調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

交野市では、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立を支援する様々な取組みを実施していますが、子どもや子育てに関する支援策を更に充実させ、効果的な取組みの推進を図るため、子どもの生活実態を把握することを目的に大阪府と共同で、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者並びに就学前児童（5歳児）の保護者を対象に調査を実施しました。

参考：この調査は、交野市以外にも府内12市町（大阪市、豊中市、枚方市、吹田市、八尾市、泉佐野市、柏原市、門真市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、能勢町）で実施されました。
なお、残りの30市町村については大阪府が網羅する形で調査を実施しました。

(2) 交野市における調査対象者

☆小学校5年生とその保護者（697世帯）

☆中学校2年生とその保護者（794世帯）

☆公立・私立の幼稚園・保育園、小規模園、認定こども園の5歳児の保護者（619世帯）

※5歳児の保護者に対する調査は、交野市独自で実施しました。

(3) 調査実施日

交野市：平成28年8月下旬～平成28年9月20日

参考（共同実施した大阪府及び府内12市町：平成28年6月27日～平成28年9月30日）

(4) 調査における配布・回収率(数)

区 分	回収率 (%)	回収数	配布数
小学5年生	78.0	544	697
小学5年生の保護者	78.0	544	697
中学2年生	64.0	508	794
中学2年生の保護者	64.1	509	794
小学5年生・中学2年生合計 (A)	70.6	1,052	1,491
小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計 (B)	70.6	1,053	1,491
5歳児の保護者 (C)	75.6	468	619
計 (A+B+C)	71.5	2,573	3,601

(5) 等価可処分所得と困窮度

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得^{※1}」があります。今回、実施いたしました実態調査より、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※1 **等価可処分所得**とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の違いにより調整した所得を言います。世帯人員が少ない方が生活コストは割高になることを考慮し、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とするのではなく、世帯人員数の平方根で除して、調整したものです。

困窮度の考え方 子どもの生活実態調査結果をもとに交野市のデータを用いて、困窮度の考え方を示します。

 低い 困窮度 高い		中央値以上	等価可処分所得最大値	50.8%	
	相対的貧困には 該当しないが 様々な生きづら さを抱える層	困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値 (実態調査では 274 万円) のライン	30.9%	
		困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の 60% (実態調査では 164 万円) のライン	7.8%	
		「相対的貧困の層」	困窮度Ⅰ	貧困線 等価可処分所得中央値の 50% (実態調査では 137 万円) のライン	10.6%
			等価可処分所得最小値		

回答割合の合計値は、項目ごとに四捨五入で表記しているため、100%にはなりません。

大阪府内との比較

カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	274 万円	10.6%
大阪府下 30 市町村 [※]	274 万円	12.4%
大阪府内全市町村 (43 市町村)	255 万円	14.9%

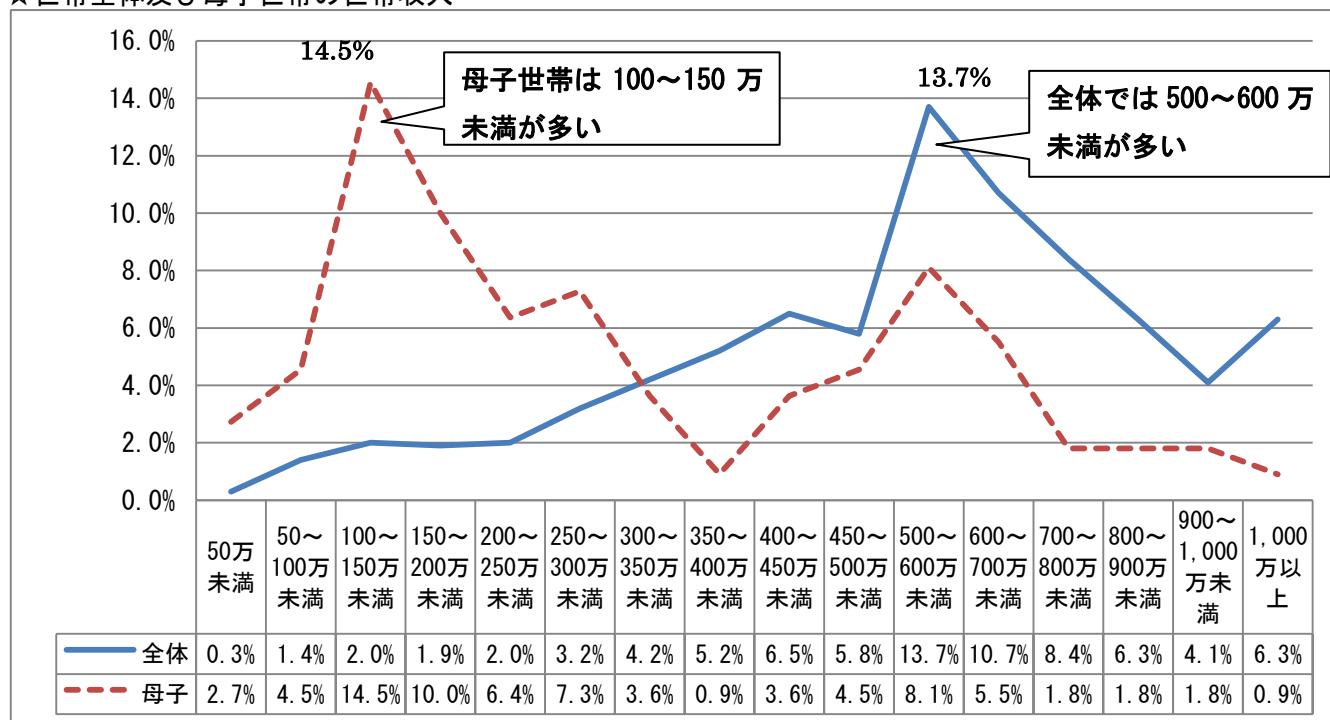
※大阪府下 30 市町村 ⇒ 大阪府と共同実施をした 13 市町を除く。

2 調査結果の概要（抜粋）

【保護者の経済状況】

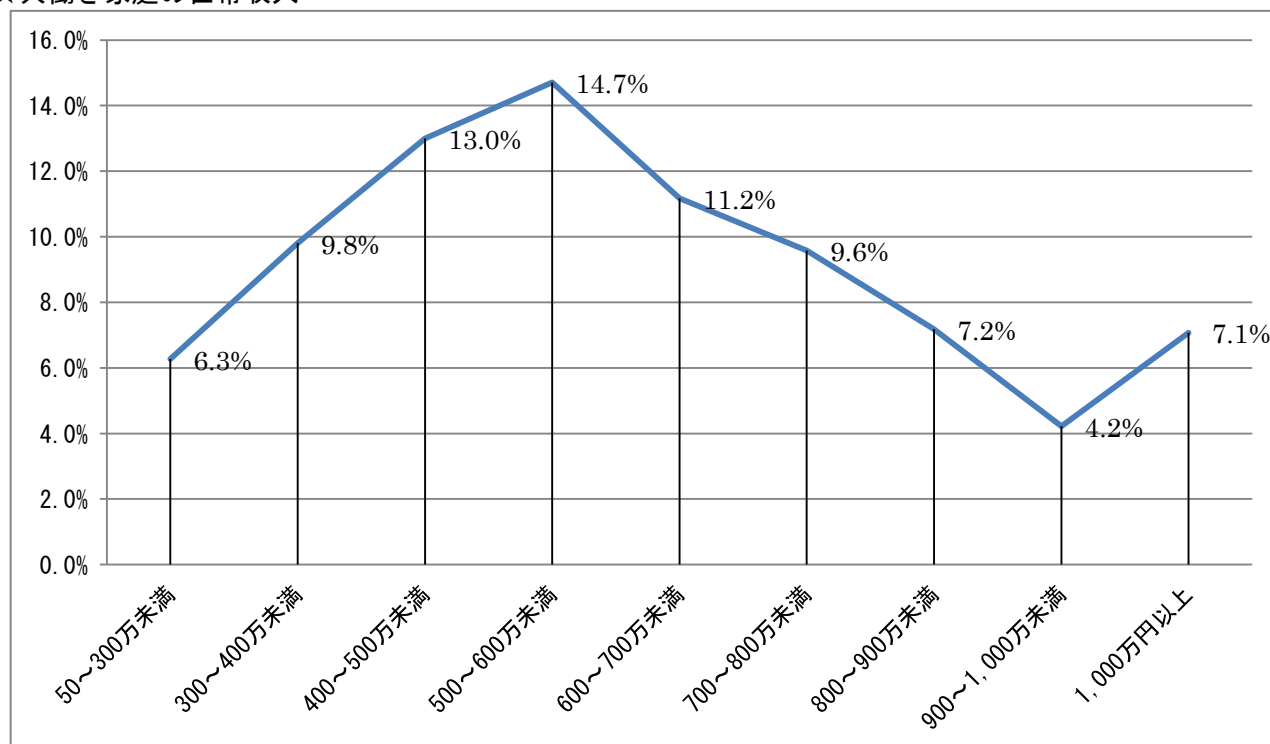
①世帯収入

☆世帯全体及び母子世帯の世帯収入

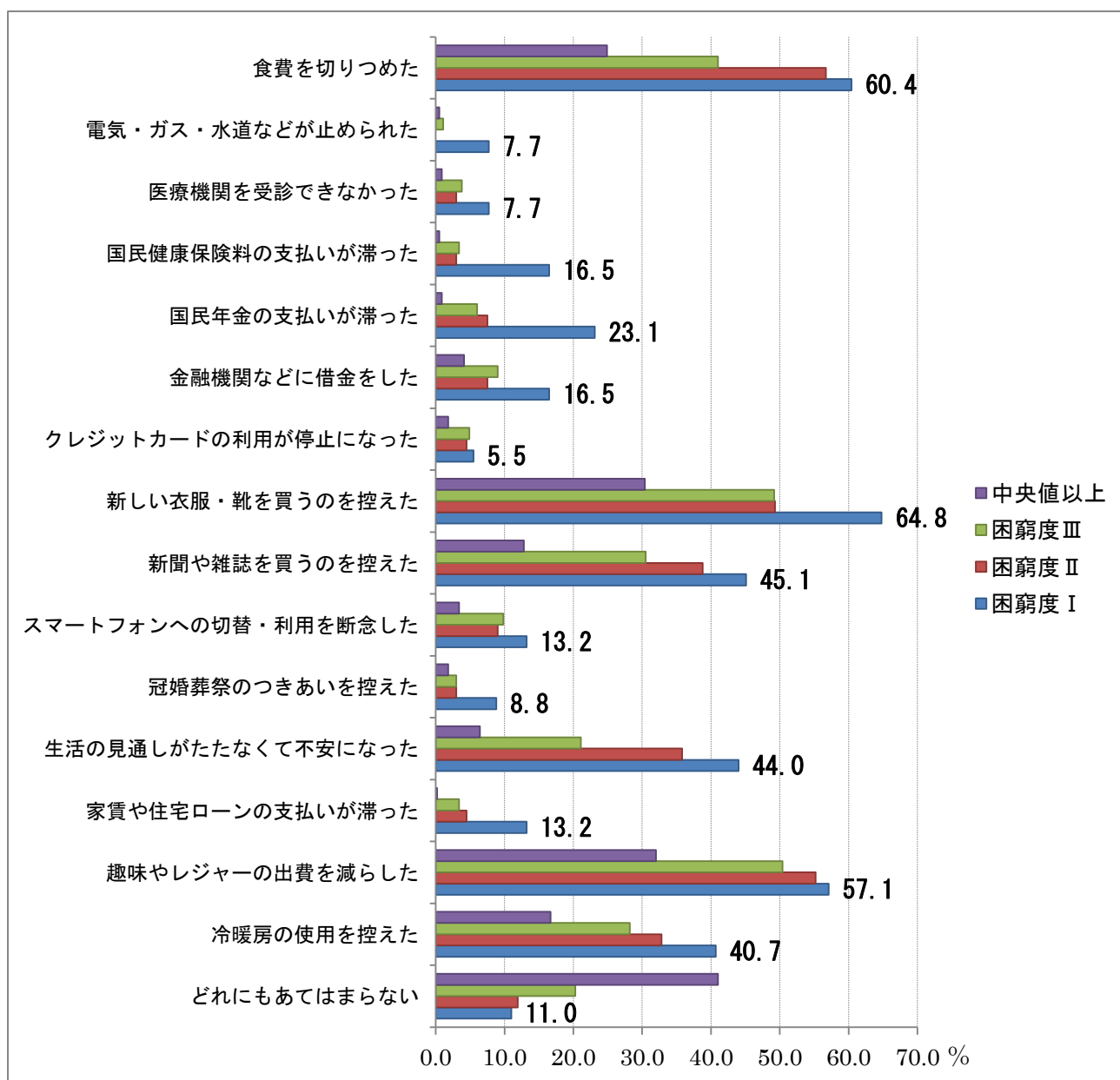


※同じひとり親世帯の父子世帯に関しては、基礎データが少なく数値がいびつに表れているため省略

☆共働き家庭の世帯収入



②困窮度別に見た、経済的な理由による経験（保護者票問7 関係）

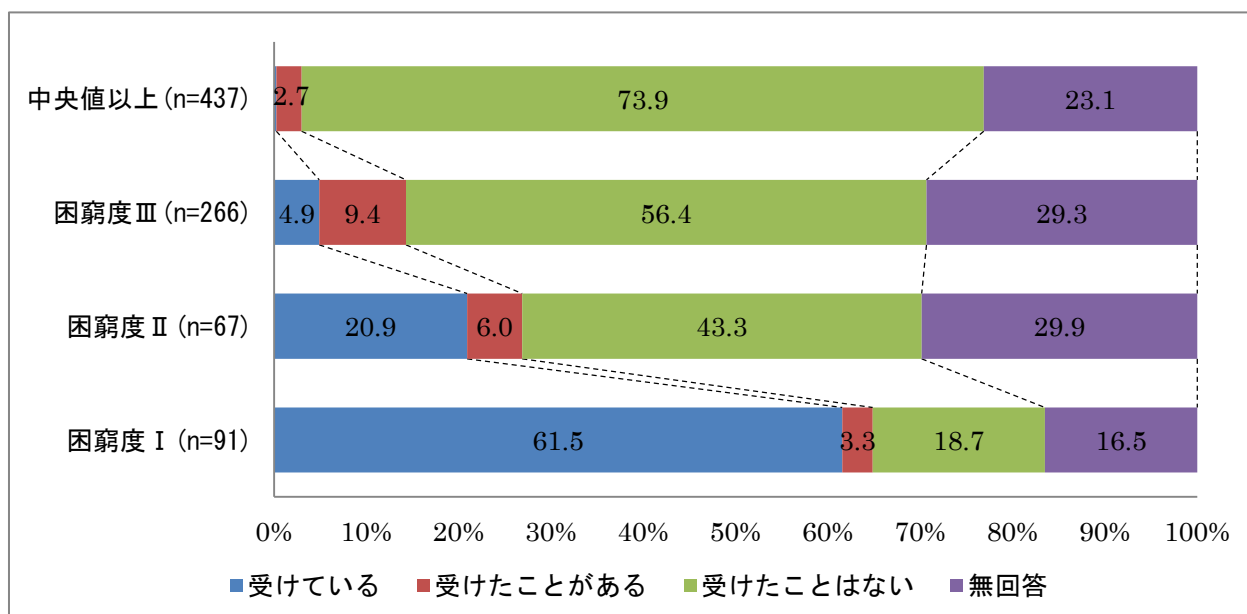


	食費を切りつめた	電気・ガス・水道などが止められた	医療機関を受診できなかった	国民健康保険料の支払いが滞った	国民年金の支払いが滞った	金融機関などに借金をした	クレジットカードの利用が停止になった	新しい衣服・靴を買うのを控えた	新聞や雑誌を買うのを控えた	スマートフォンへの切替・利用を断念した	冠婚葬祭のつきあいを控えた	生活の見通しがたたなくて不安になった	家賃や住宅ローンの支払いが滞った	趣味やレジャーの出費を減らした	冷暖房の使用を控えた	どれにもあてはまらない
中央値以上 (n=437)	24.9	0.5	0.9	0.5	0.9	4.1	1.8	30.4	12.8	3.4	1.8	6.4	0.2	32.0	16.7	41.0
困窮度 III (n=266)	41.0	1.1	3.8	3.4	6.0	9.0	4.9	49.2	30.5	9.8	3.0	21.1	3.4	50.4	28.2	20.3
困窮度 II (n=67)	56.7	0.0	3.0	3.0	7.5	7.5	4.5	49.3	38.8	9.0	3.0	35.8	4.5	55.2	32.8	11.9
困窮度 I (n=91)	60.4	7.7	7.7	16.5	23.1	16.5	5.5	64.8	45.1	13.2	8.8	44.0	13.2	57.1	40.7	11.0

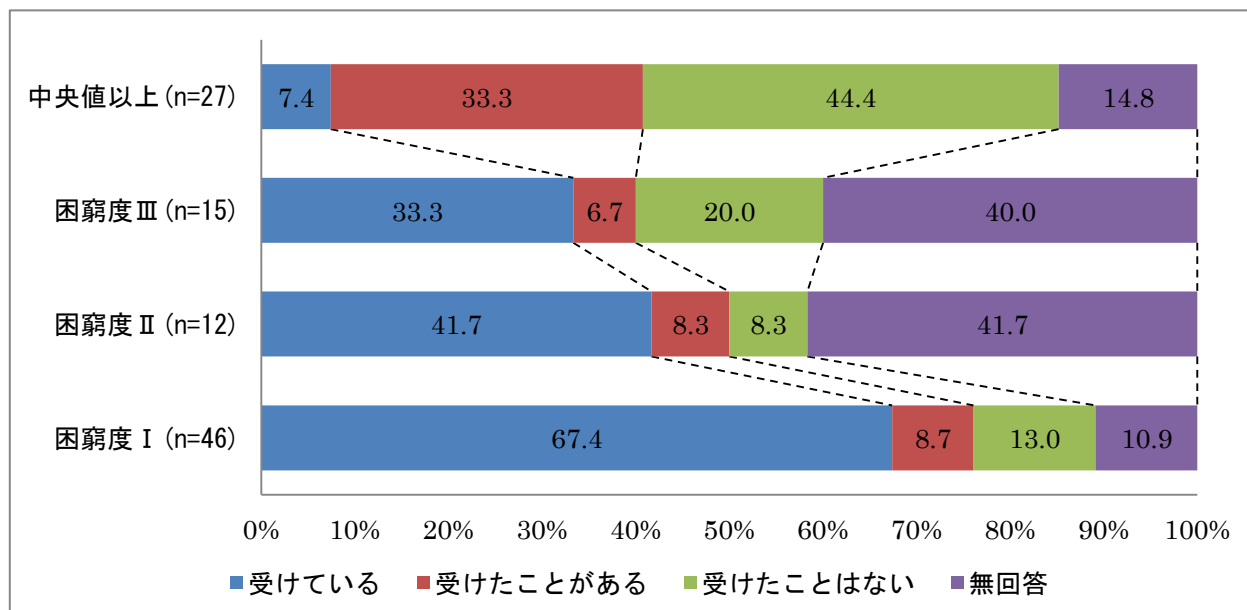
困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」など、日常生活に直結する「できなかったこと」の割合が高い。また、電気・ガス・水道などが止められたり、医療機関が受診できていないという回答もある。

【社会保障給付の受給状況】

③困窮度別に見た就学援助費の受給状況（保護者票問 27-3-2）



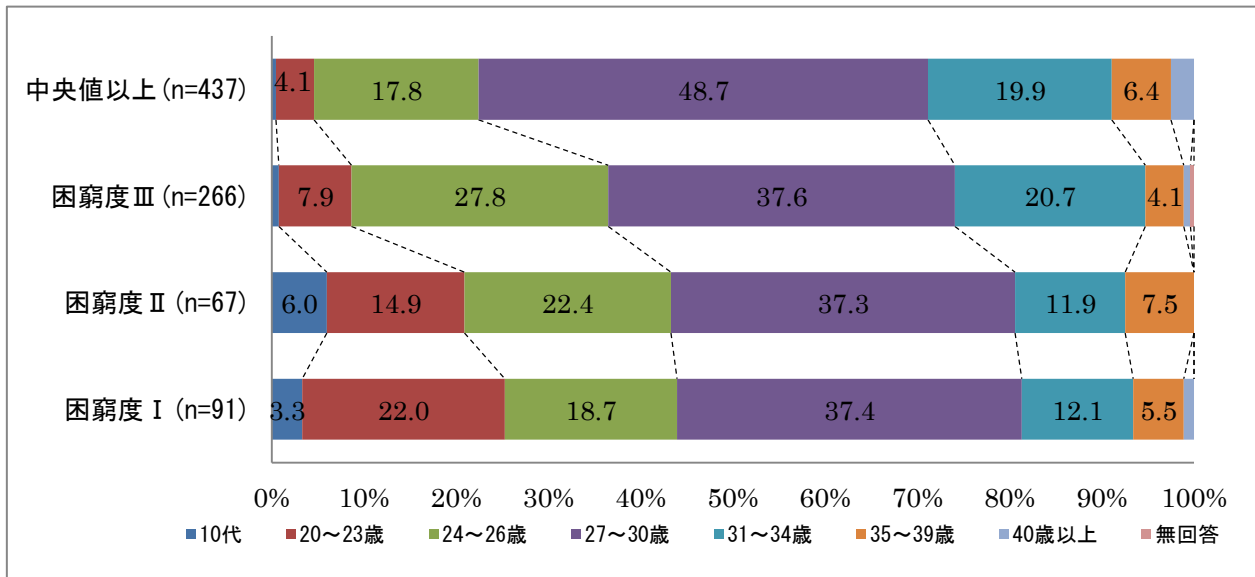
④困窮度別に見た児童扶養手当の受給状況（保護者票問 27-3-3）（ひとり親）



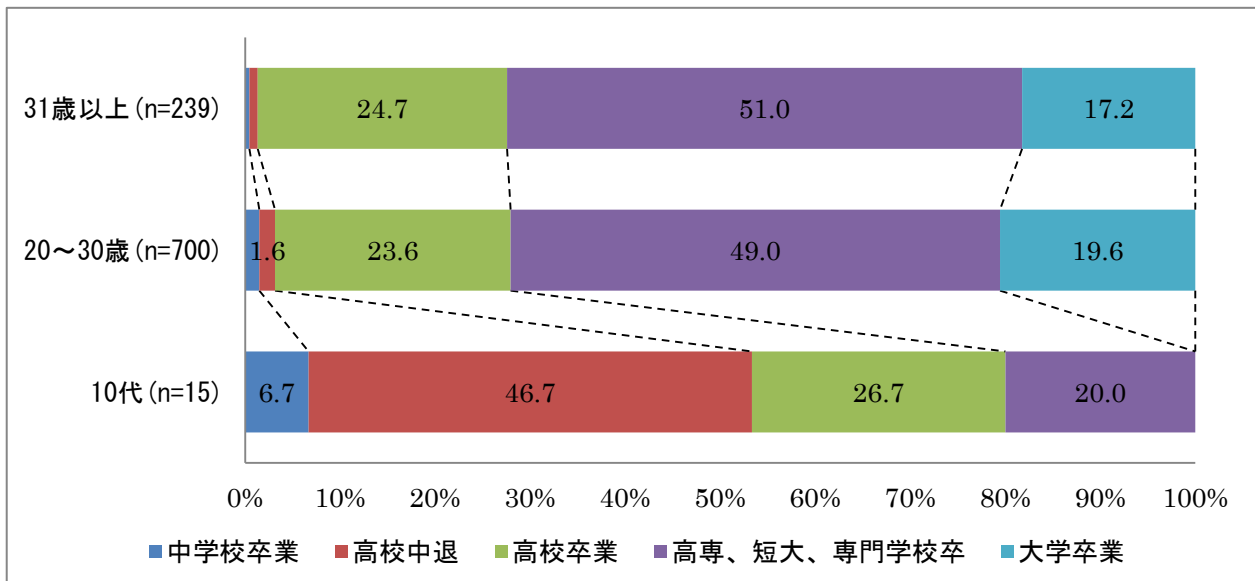
困窮度の高い世帯ほど、就学援助費など公的な経済支援制度の受給率は高くなっている。制度上の対象外世帯もあると考えられるが、困窮度の高い世帯で受けたことがないという回答がある。

【保護者の生活状況】

⑤困窮度別に見た、初めて親となった年齢（保護者票問 19）



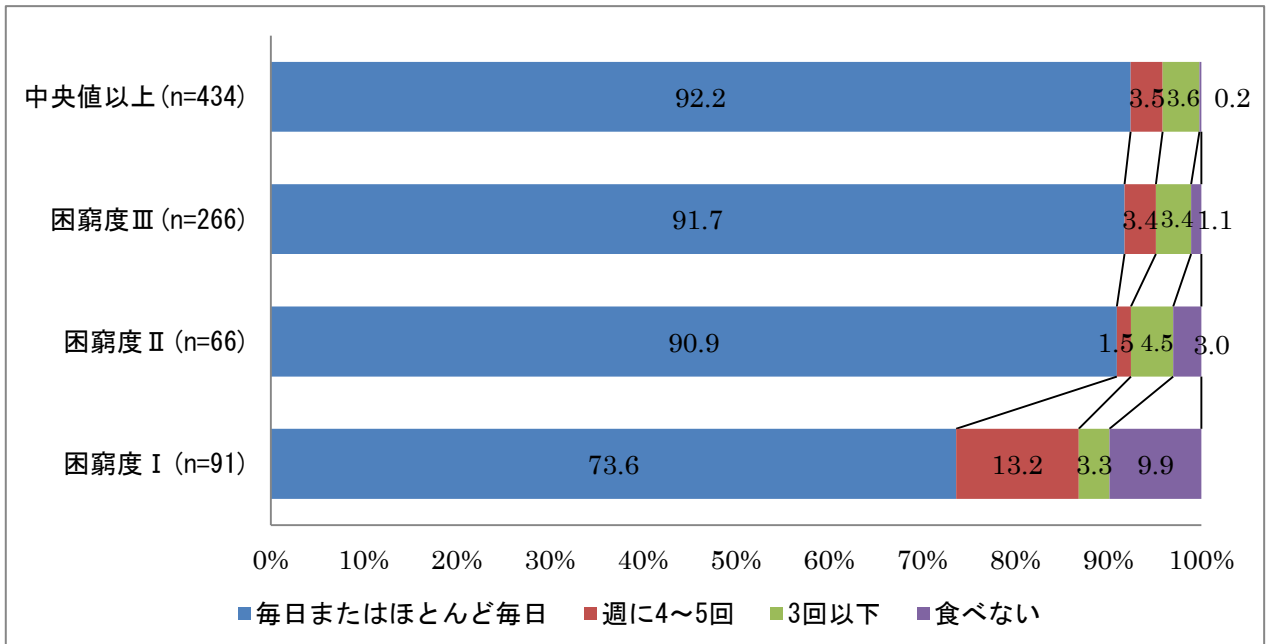
⑥初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴（保護者票問 19×保護者票問 8）



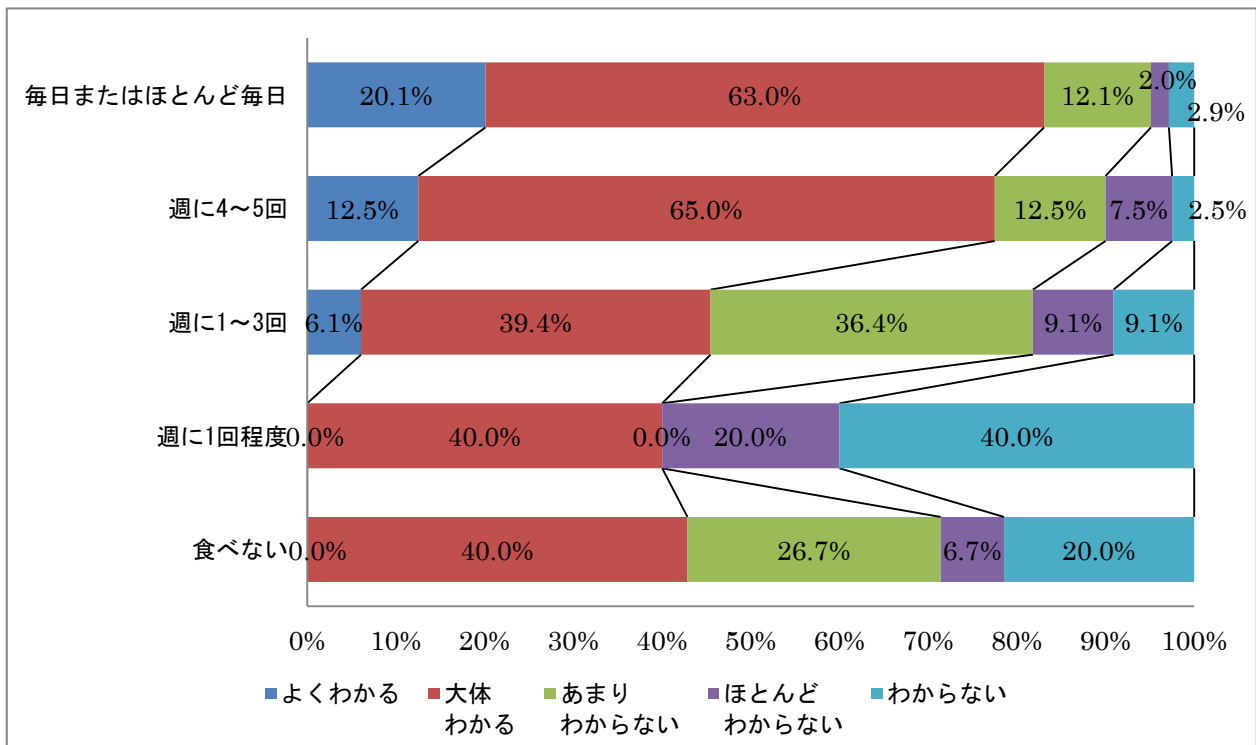
困窮度の高い世帯の保護者ほど、10代～20代前半の割合が高く、10代では最終学歴が中学卒、又は高校中退となる保護者（母親）が半数を占めている。

【子どもの朝食摂食頻度と学習の理解度】

⑦困窮度別に見た、朝食の頻度（子ども票問 5-1）



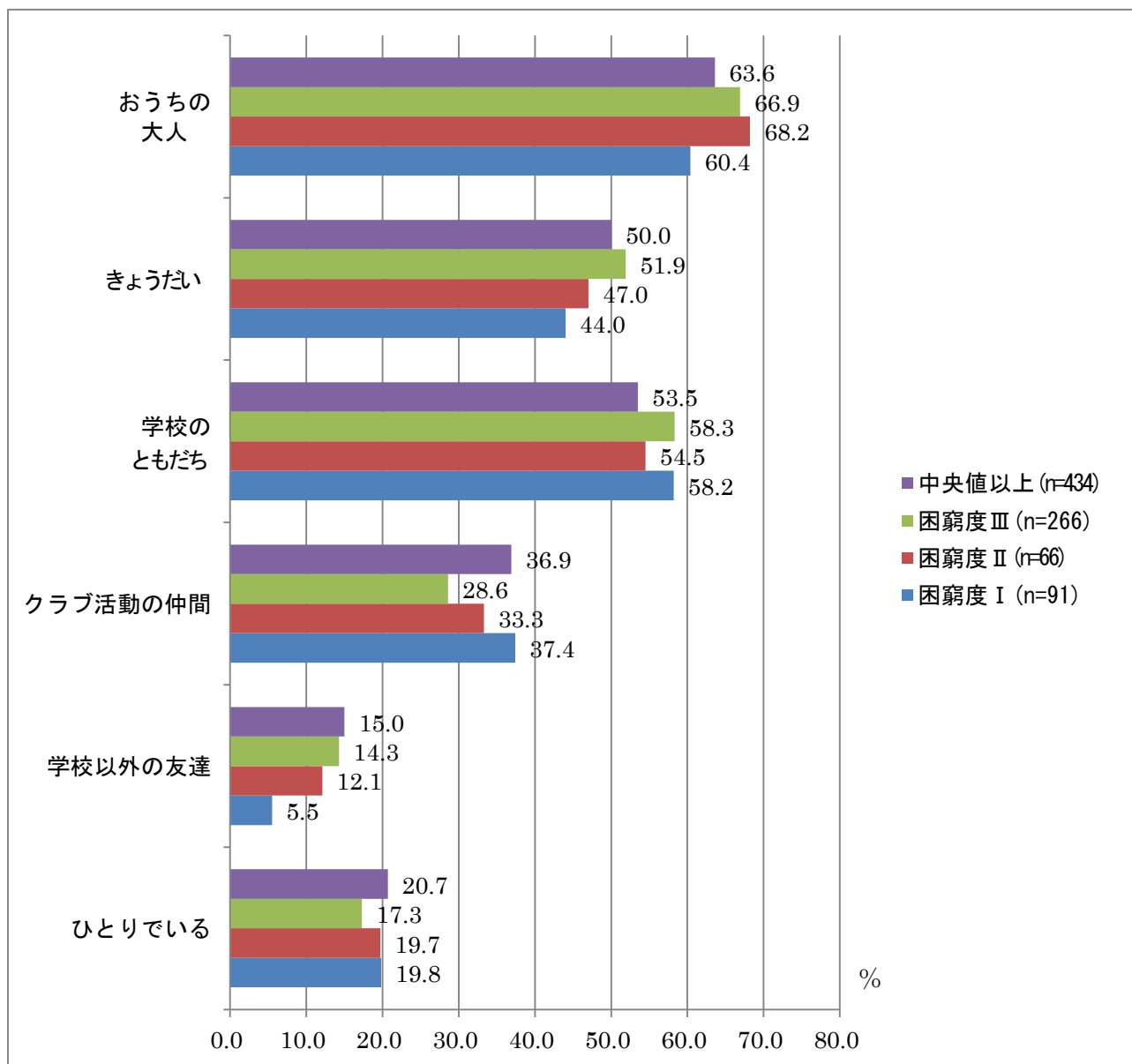
⑧朝食摂食度別に見た、学習理解度（子ども票問 5×子ども票問 15）



困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなる。一般的に朝食の摂取率は学習理解度と相関関係にあるものの1つといわれているが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、学習理解度が低いという結果になっている。

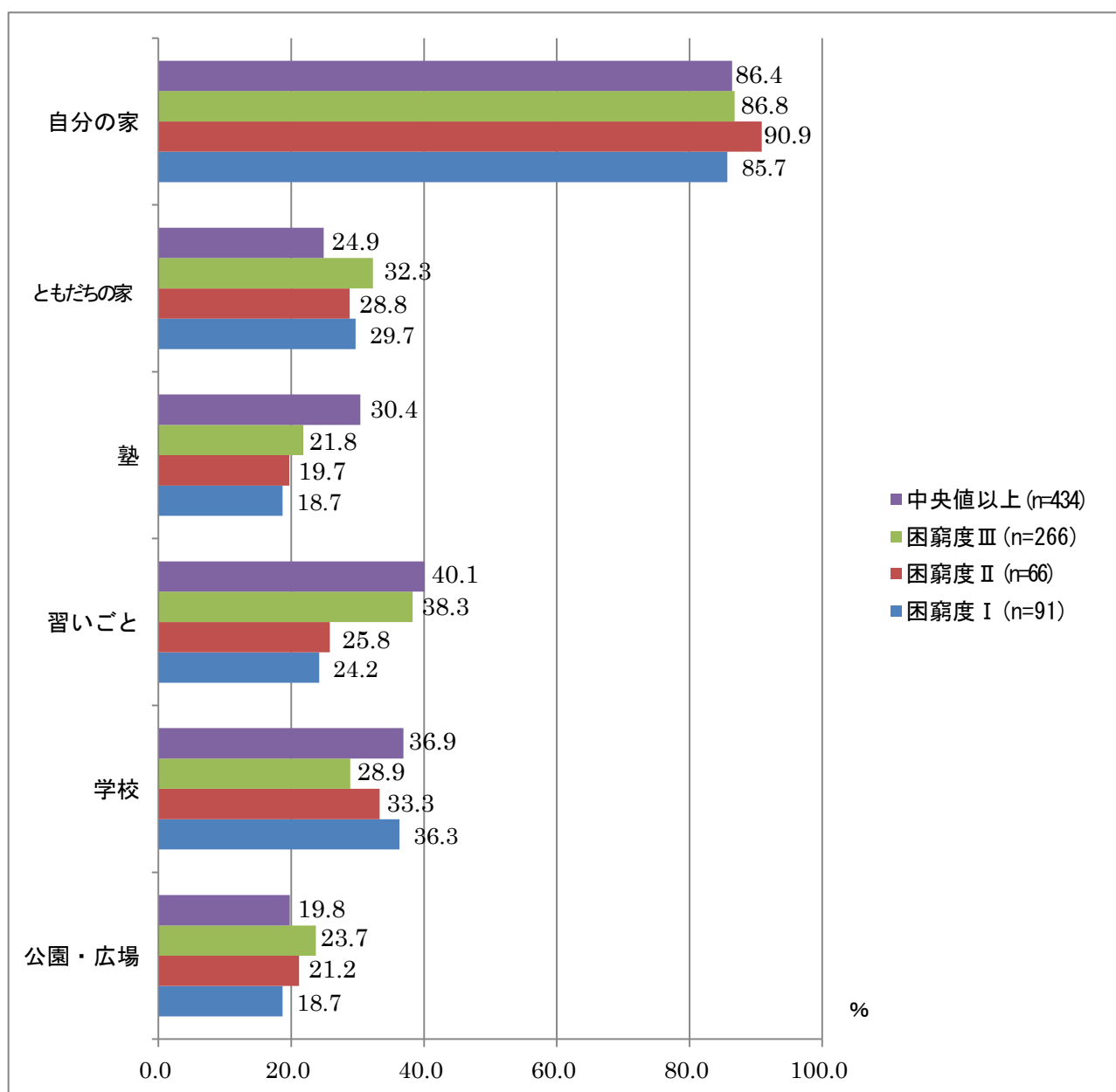
【子どもの放課後の過ごし方】

⑨困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人（子ども票問 12）



	おうちの大人	きょうだい	学校のともだち	クラブ活動の仲間	学校以外のともだち	ひとりである
中央値以上 (n=434)	63.6	50.0	53.5	36.9	15.0	20.7
困窮度Ⅲ (n=266)	66.9	51.9	58.3	28.6	14.3	17.3
困窮度Ⅱ (n=66)	68.2	47.0	54.5	33.3	12.1	19.7
困窮度Ⅰ (n=91)	60.4	44.0	58.2	37.4	5.5	19.8

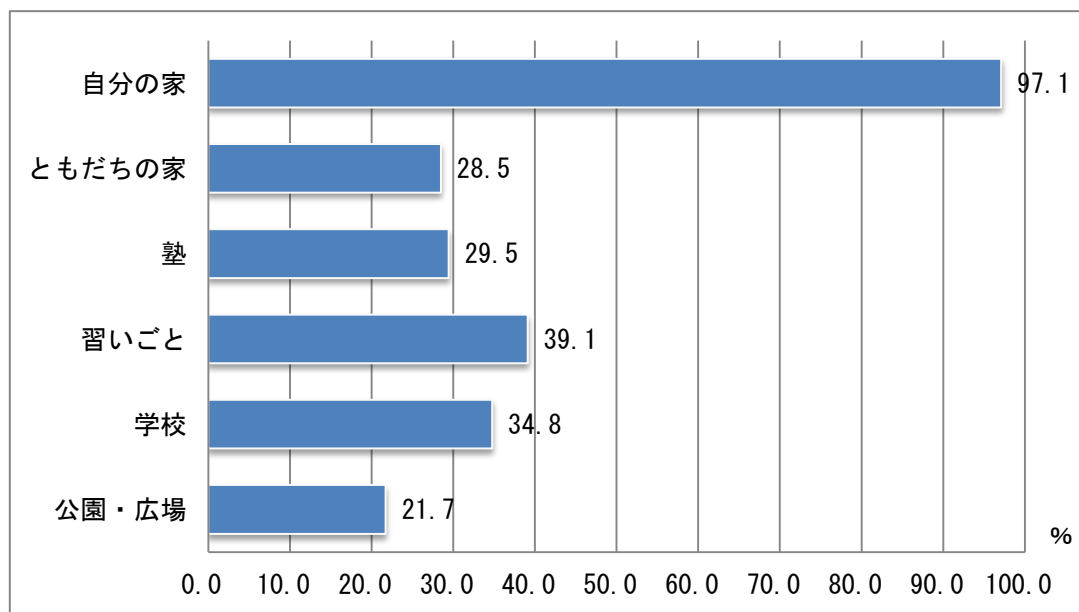
⑩困窮度別に見た、放課後に過ごす場所（子ども票問 13）



	自分の家	ともだちの家	塾	習いごと	学校	公園・広場
中央値以上 (n=434)	86.4	24.9	30.4	40.1	36.9	19.8
困窮度Ⅲ (n=266)	86.8	32.3	21.8	38.3	28.9	23.7
困窮度Ⅱ (n=66)	90.9	28.8	19.7	25.8	33.3	21.2
困窮度Ⅰ (n=91)	85.7	29.7	18.7	24.2	36.3	18.7

⑪放課後ひとりで過ごす子どもの場所（子ども票問 12×子ども票問 13）

⑨及び⑩から複数回答ではあるものの、放課後ひとりで過ごす子どもがいることが確認できました。それらの回答群の中から、その子どもたちが過ごす場所を独自にクロス集計いたしました。



上記、集計結果は複数回答であります。自分家でひとりで過ごしている子どもたちが大半であることが分かります。更に集計結果を掘り下げて分析しますと、特に、塾や習いごとのない日には、ひとりで自分の家か公園・広場で過ごすとした子どもが6.3%いることが確認できました。

困窮度に関わらず、放課後ひとりで過ごす子どもが2割弱いる。その子どもたちの多くは自宅と回答されているが、塾や習いごとのない日には、ひとりで過ごす場所として自宅以外に公園や広場をあげている子どもが6.3%いる。

3 調査結果から見えてきた課題の整理

【経済状況から見えてきた課題】

困窮度別クロス集計において、経済的な理由による経験（保護者票問7）を見ると、困窮度Ⅰの群では、「電気・ガス・水道などが止められた」が7.7%となっています。特に、「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」は中央値以上の層では6.4%にとどまっていますが、困窮度Ⅰの群では44.0%と格差が生じています。こうした世帯の経済状況は、学習面や余暇活動など、子どもの生活に連動することが調査結果から明らかになっています。



生活格差を埋めるための施策が求められる

【家庭状況から見えてきた課題】

社会保障給付の受給状況を見ると、困窮度が高まるにつれて、利用率は上がっているものの、たとえば就学援助費の利用率は困窮度Ⅰの群では61.5%に、また、困窮度Ⅱの群では20.9%に留まっています。同じく、児童扶養手当の利用率に関しては、困窮度Ⅰの群では「受けたことがない」との回答が13.0%となっています。これらは一部制度上の対象外世帯はあるものの、制度利用に繋がっていない世帯があるものと考えられます。



困窮層が確実に制度利用につながる仕組み作りが求められる

初めて親になった年齢と困窮度の関係性を見ると、困窮度が高まるにつれて、10代及び20～23歳の割合が高まっています。これは府下平均と比較しても差が生じているものではありませんが、初めて親になった年齢と最終学歴との関係性では、初めて親になった母親の年齢が10代で、最終学歴が高校中退の割合は、46.7%と府下平均を大きく上回る結果になっています。



若年出産者に対する産前産後のケアだけでなく、子育て支援、学びなおし、就労支援が求められる

【家庭生活・学習状況から見えてきた課題】

夕食摂取の頻度は約 99%となり、高い数値を表わしていますが、その一方、朝食摂取の頻度は、中央値以上から困窮度Ⅱまでの群では概ね 90%を超えているものの、困窮度Ⅰの群では、73.6%に留まり、26.4%が「毎日またはほとんど毎日」朝食を取っていないことになります。また、困窮度が高まるにつれて勉強時間も短く、結果として学習理解度の低下に繋がっていると考えられます。

生活習慣を整えるための施策が求められる

困窮度別に子どもが放課後を過ごす場所では、困窮度が高まるにつれて「塾」「習いごと」に行くことができていないことが明らかになり、その結果として、家族や親類以外の様々な大人や学校以外のともだちと接する機会の喪失となり、様々な経験の格差にもなります。

居場所づくりのための施策が求められる

参 考

☆ひとり親世帯、困窮世帯を対象とした手当、給付金などの支援制度（抜粋）

事業	概要
生活保護制度	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で包括的、個別的な支援を行い、早期の経済的自立を図る制度。
生活福祉金貸付制度	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度。
児童手当	家庭等の生活安定、児童の健全育成のための給付制度（中学校終了まで）。
児童扶養手当	児童の福祉増進を目的にひとり親家庭の養育者への給付制度（18歳未満まで）。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対し、必要かつ償還可能な範囲内で、子どもの修学や親自身の就労の際に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金を貸し付けるもの。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標

本計画は、子どもの貧困にかかる効果的な施策を推進するため、「交野市子ども・子育て支援事業計画」の「子どもの貧困対策にかかる取組み」として組み込まれるものです。そのため、本計画における基本理念及び基本目標は、「交野市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられる理念及び目標に準拠するものとしします。

☆基本視点

基本理念の実現を目指し、施策体系を構築するにあたっては、子どもの貧困にかかる法の制定や大綱の趣旨、市の分野別計画の方向性等を踏まえた上で、交野市としての貧困対策を推進するために、次の5つの視点に留意します。

☆視点1 子どもの貧困対策を推進するにあたっては、子どもを中心として、子どもの成長過程に即した切れ目ない総合的な支援を図ること

☆視点2 学童期における支援の充実を図る上では、学校を「核」として、様々な人材資源等の活用、連携を図りながら施策展開を図っていくこと

☆視点3 貧困の解消だけでなく、貧困の状況に陥る可能性の解消も考慮した支援への仕組みを構築すること

☆視点4 特に支援を必要とする子どもや家庭に対しては、重点的な施策展開を図ること

☆視点5 子どもの貧困関連施策は福祉、教育の分野など多岐にわたることから、部局横断的な連携をはじめ、関係機関等地域全体で推進すること

2 理念から施策の方向性の関連イメージ

基本理念

子どもいっぱい 元気な “かたの”

基本理念の実現

交野市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本目標

【基本目標 1】

すべての子育て家庭を支える まちづくり ⇒ 親の支援

【基本目標 2】

子どもの育ちを支える まちづくり ⇒ 子の支援

【基本目標 3】

地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり ⇒ 地域等との連携

5つの基本視点

実態調査から
見えてきた
施策の方向性

施策の体系

教育の支援

生活の支援
(子)

生活の支援
(保護者)

就労の支援

経済的支援

具体的施策

3 施策の体系

子どもの貧困にかかる施策としては、実態調査の結果を踏まえつつ、その基本的な方向性として、よりきめ細やかな対応を目指しながら、大綱に掲げる4つの支援の柱（教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援）に沿って、次の5つの施策を展開します。

(1) 子どもの「生きる力」の育成支援（教育の支援）

家庭の事情等に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、十分な教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばした中で、それぞれが抱く夢に挑戦し、実現することが、子どもたち一人一人の人生を豊かなものとするだけでなく、まちの成長・発展につながります。

こうした考えのもと、教育に係る支援では、子どもたちの学ぶ機会が欠如することのないよう、保護者に対しては教育費の負担の軽減を図り、子どもたちには学習支援を推進します。

あわせて、貧困をはじめとする困難を抱える児童・生徒に対しては、「学校」という場を介して、それぞれの家庭に寄り添った形で適切な支援に導く仕組みや体制を構築します。

(2) 子どもの孤立解消に向けた支援（生活の支援（子））

貧困の状況にある子どもは、とかく社会的孤立になりがちで、必要な支援が受けられず、それが結果として一層困難な状況に陥る、いわゆる負の連鎖に陥ることが危惧されています。また、「貧困による孤立」だけでなく、実情として親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。

こうした実態を踏まえ、子どもたちがあらゆる意味において孤立することなく、健やかに生活できるよう、居場所の確保、相談体制の確立などの支援に取り組みます。

(3) 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護

家庭における育児や家事、精神面・身体面の健康管理など子育てに悩みはつきものです。しかし、保護者が適切な相談相手を見つけられず、誰にも悩みを打ち明けることなく、一人で抱え込み、不安に陥るケースが考えられます。

そうした実態を踏まえ、福祉関係機関との連携を行いながら、相談体制の充実やネットワークの構築に努めた上で、不安や悩みを抱える保護者、特に妊娠期から出産・育児期の保護者に対して切れ目なく支援します。

(4) 就労に向けた包括的な支援（就労の支援）

就労には「親の視点」だけでなく「子の視点」の2つの視点からの支援が求められます。

まず、子の視点として、労働の価値や意味を伝えながら、特に親の支援のない子どもや高校中退者等の就労支援を実施し、自らの環境改善に向けた取組みを進めます。

また、親の視点として、保護者の就労は家庭の生活基盤の安定を図るうえで、とても重要なことであり、それが結果として、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ることにもつながります。

交野市では、核家族化が進む中、家庭で家族がゆとりをもって接する時間も大切と考えており、仕事と生活の調和、いわゆるワークアンドライフのバランスも考慮しながら、保護者の就労支援を推進します。また、就労施策を展開する上では保護者が安心して働くための環境整備にも努めます。

(5) 公的な経済支援へのつながりに向けた取組み（経済的支援）

経済的支援は、世帯の生活の基礎を下支えするものとして、大変重要な位置づけにあります。

既に実施している公的な経済的支援への確実なつながりを実施するための相談員の育成等を行うとともに、地域性も鑑みた、経済的支援の確保に努めます。

参 考 子どもの貧困に関する指標の国・府・市の比較

国が関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、大綱において設定された国の指標と、その指標に対する府・市の指標との比較。

指 標	国 (H23～H26)	大阪府 (H25 時点)	交野市 (H28 時点)	
			担当課	
①生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	91.1%	95.6%	88.2%	生活福祉課
②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.9%	5.4%	4.4%	
③生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	31.7%	40.1%	80%	
④生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後）	2.0%	2.3%	0%	
⑤生活保護世帯に属する子供の就職率（高等学校等卒業後）	43.6%	39.8%	20%	
⑥児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）	H26 97.2%	96.4%	-	指導課
⑦児童養護施設の子供の就職率（中学校卒業後）	1.3%	3.6%	-	
⑧児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）	22.6%	33.9%	-	
⑨児童養護施設の子供の就職率（高等学校卒業後）	70.9%	61.3%	-	
⑩ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	72.3%	-	-	
⑪ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	93.9%	-	-	指導課
⑫ひとり親家庭の子供の就職率（中学校卒業後）	H23 0.8%	-	-	
⑬ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	41.6%	-	-	
⑭ひとり親家庭の子供の就職率（高等学校卒業後）	33.0%	-	-	
⑮スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人	全ての市町村に配置	1人	
⑯スクールカウンセラーの配置率（小学校）	H25 49.2%	各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制はある	-	学校管理課
⑰スクールカウンセラーの配置率（中学校）	85.9%	100%	100%	
⑱就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%	-	(100%)※	
⑲就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%	-	(100%)※	
⑳日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）（H26）	予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0%	予約採用段階 59.8% 在学採用段階 100.0%	-	
㉑日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）（H26）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	-	子育て支援課
㉒ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80.6%	-	-	
㉓ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	91.3%	-	-	
㉔子供の貧困率	H23 16.3%	-	10.6%	
㉕子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	-	-	

※(100%)は、市町村として、市内小中学校に案内書類を配布している割合を示しています。

第4章

施策の展開

1 重点的な取組み

未来ある子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現するためには、前章に掲げる理念や視点を踏まえた上で、「貧困対策を前に進める」取組みが必要になります。特に、「つなげる・つながる」、「居場所づくり」、「相談体制」を重点的項目として位置づけ、推進します。

つなげる・つながる

☆学校を「核」とした支援に導く仕組みづくり（指導課、子育て支援課をはじめとする関係各課）

貧困による困難を抱えた子どもや家庭を支援するためには、適切な時期に、適切な方法で必要とする機関へつなげる必要があります。既に配置されているスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割の重要性も確立しつつある中で、学校とのパイプ役であるスクールソーシャルワーカーを中学校区に増員配置し、学校と情報共有・連携を図りながら、子どもや保護者を必要とする関係機関へとつなげます。将来的には、学校とスクールソーシャルワーカー、関係機関等において、ネットワークを構築し、情報共有及び連携を強化します。

☆必要な施策・制度への確実なつなぎ（子育て支援課をはじめとする関係各課）

子どもの生活に関する実態調査の結果からも、制度自体を知らなかったといった回答が少なからずあり、周知方法に課題を残す形となっています。現状考えうる方法、例えば広報紙やホームページなどを活用した周知方法に加え、制度によっては対象者を抽出し、直接周知をする方法も講じています。今後、新たな方法として、スマートフォンなどの機能を活用してダイレクトに通知することなども視野に入れながら、確実に必要な人に必要となる情報を通知できる手段を検討します。

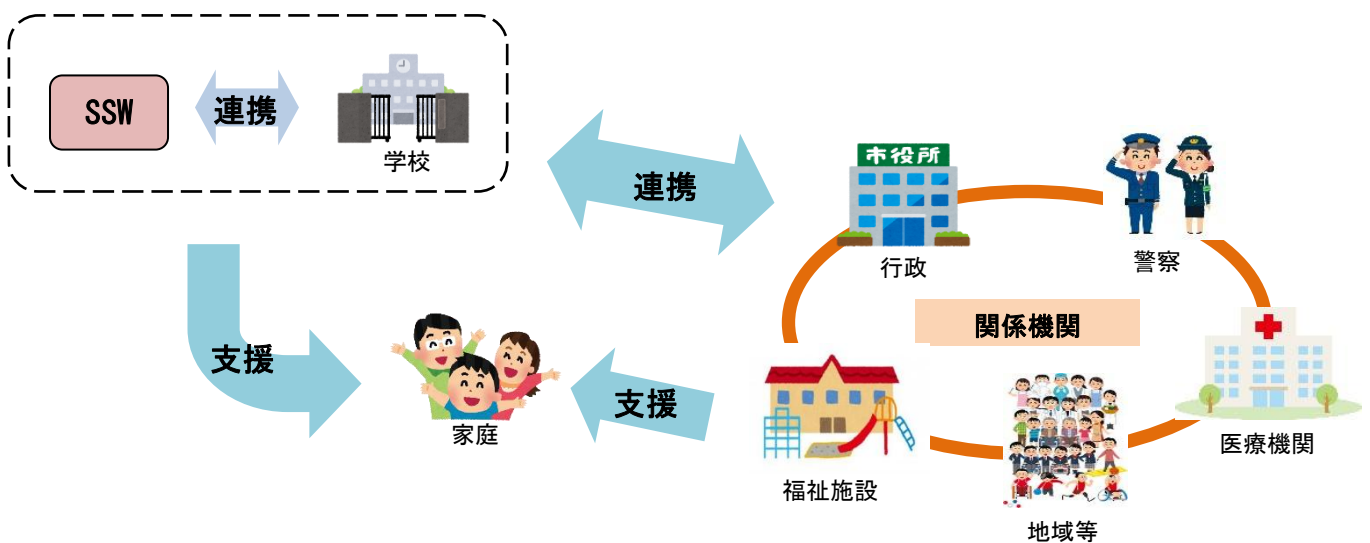


図 学校を「核」とした支援に導く仕組み

居場所づくり

☆子どもを孤立させないための居場所づくり（指導課、青少年育成課、社会教育課、給食センター、子育て支援課等）

子どもたちが孤立することのないよう、行政、地域や団体等それぞれの役割を踏まえ、放課後等の居場所づくりを進める必要があります。行政の役割として、子どもたちが最も身近に感じる「学校（学校図書館やグラウンドなど）」を居場所として位置付けます。居場所は、ただ「場」として存在するだけでなく、例えば学校図書館では司書の役割を担う支援活動員を配置し、読書や学習補助といった学習支援の要素などを組み込みます。また、給食センターでは、その施設機能を活用して、三期休暇（夏休み）に食の大切さや子どもたちが自炊できる指導を実施します。

地域や団体等が行う居場所づくりは、学習支援の場であったり、子ども食堂としての取組みが挙げられます。そうした地域や団体等が行う居場所づくりに対しては、行政として立ち上げの支援や情報共有や資源の寄附等の受け皿としてのネットワークを構築します。

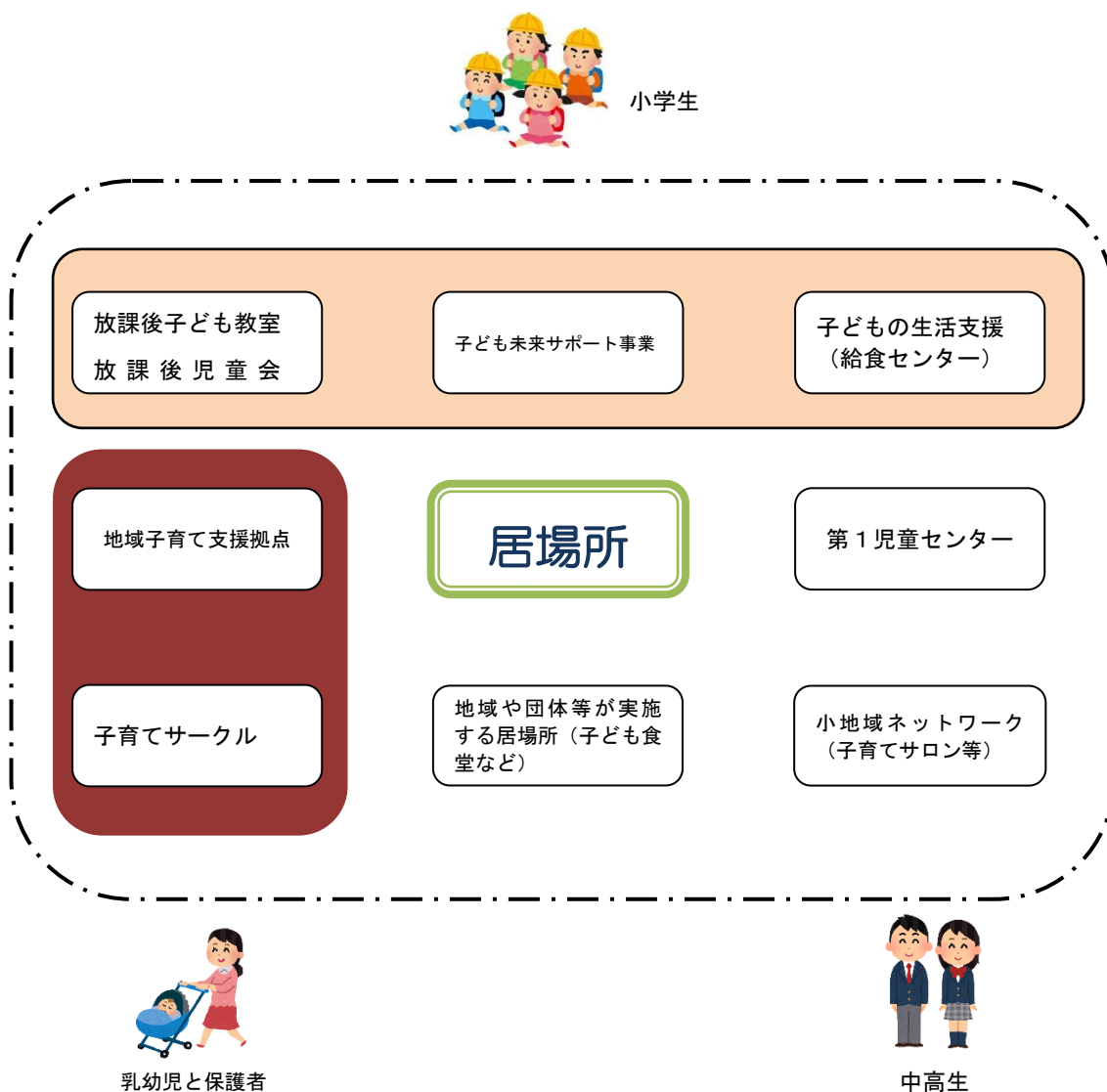


図 年齢別に見た居場所

相談体制

☆子ども子育て総合相談窓口の設置（健康増進課、子育て支援課）

子育て家庭の立場に立って、身近な場所で妊娠期から子育て関連の相談ができる体制を構築します。特に、保健師や保育士といった専門職を配置することにより、個別ニーズを把握し、適切な施設や事業等が円滑に利用できるよう支援します。

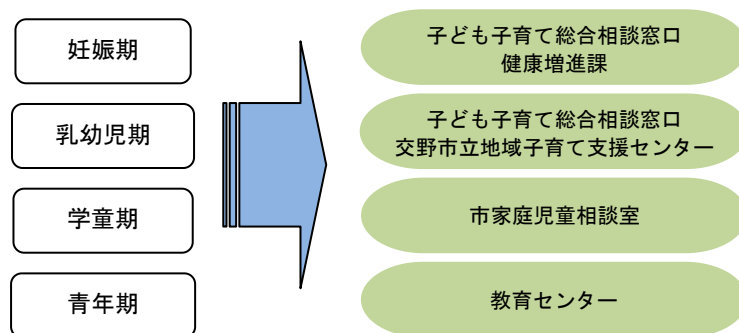


図 成長期に合わせた相談窓口

2 施策の体系に基づいた主要な取組み

交野市では、前章「3 施策の体系」に即した既存の事業や取組みを数多く実施していますが、そうした取組みは「貧困対策」として実施されているものではなく、結果としてその効果が貧困対策の趣旨に繋がるものと考えられます。

ここでは、重点的取組みに繋がる新たな事業や従来の既存事業に加えて、既存の取組みを更に拡充するものについて、貧困対策に係る取組みとして推進します。

(1) 子どもの「生きる力」の育成支援（教育の支援）

① 学力保障の推進に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
学校パワーアップ推進事業	学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりを推進します。(例 放課後学習など)	継続	指導課
学習支援員派遣事業	児童・生徒の学習上の課題や習熟に応じたきめ細かな指導を支援する学習支援員を派遣します。	継続	
少人数学級整備事業	小学校全学年で 35 人学級を実施します。	継続	
少人数指導	国語・算数(数学)・英語で少人数指導を実施します。	継続	
教職員研修	教職員の資質向上のため研修を実施します。	継続	

② 教育費負担の軽減に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
交野市奨学金制度	高等学校相当以上の生徒学生に対する奨学金の貸付。特に、利用促進に向けた周知に努めます。	充実	学校管理課
就学援助事業	学校教育上かかる経費の一部を補助(学用品費等)。今後支給時期を早めるなど、利用促進に向けた検討を進めます。	充実	
おりひめ教育ローン	提携金融機関の「教育ローン」について、市としても借入金の利子の一部を補てんする事業の利用促進を進めます。	充実	

③ 学校を「核」とした支援に導く仕組み及び体制づくり

事業名	事業内容	形態	担当課名
学校を「核」とした支援に導く仕組みづくり	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に 1 人配置し、学校と連携しながら困難を抱えた子どもや家庭に必要な機関へつなげます。	充実	指導課 子育て支援課 等
専門相談員等活用事業	児童・生徒を取り巻く環境の改善にあたるスクールカウンセラーやピアカウンセラーなどの専門家を学校に派遣します。	充実	指導課
情（こころ）の教育実践支援事業	臨床心理士が発達相談やカウンセリングを実施します。	継続	
アウトリーチ型家庭教育支援事業	長期欠席・不登校への対応、改善に向けて訪問支援や親学習を実施します。	継続	
家庭教育学級	保護者同士が子育てについて悩みを話し合ったり、生徒が家庭教育について学んだりできるよう、学校と連携による仕組みづくりを進めます。	継続	社会教育課
調理員による交流給食	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食を一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	継続	給食センター

④ 学びの連続性に向けた幼保小中の連携

事業名	事業内容	形態	担当課名
幼保小中の交流・連携の促進	幼・保・小連絡協議会において、研修会の開催等により、保育活動と学校教育についての相互連携の深化及び交流を促進します。	継続	指導課 こども園課

(2) 子どもの孤立解消に向けた支援（生活の支援（子））

① 子どもを孤立させないための取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
子ども等の居場所づくりに向けた支援	学習支援などの機能をもつ居場所づくりを、地域や団体等が実施する上で、市として立ち上げや運営等を支援します。	新規	子育て支援課
子ども未来サポート事業	放課後の居場所として学校図書館を開館し、活動員を配置した上で、学習補助・読書・調べ学習等の支援を行います。	新規	指導課

地域学校協働活動	地域学校協働本部事業を充実し、各学校において、校区子どもを育てる会を中心として学習補助、あいさつ運動、花壇整備等の取組みを実施します。	継続	社会教育課
放課後児童会	保護者等が昼間家庭にいない小学生に対し、安全を確保しつつ、適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	継続	青少年育成課
放課後子ども教室 (フリースペース)	市内 10 小学校を対象に安全ボランティアを配置し、安全で安心な放課後の児童の居場所の確保。今後、実施日数の拡大に向けた検討を進めます。	充実	
放課後子ども総合プラン	放課後子ども教室の整備とともに、放課後子ども教室と放課後児童会との連携を推進します。	継続	
子どもの生活支援	三期休暇（夏休み）を利用し、料理教室をしながら食の大切さや、子ども達が、自炊できるように指導します。朝食の提供等も対象に検討を進めます。	新規	給食センター
調理員による交流給食 (再掲)	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食と一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	継続	
小地域ネットワーク活動推進事業	住民が主体となり、地域の実情に合わせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開します。	継続	福祉総務課※1

※1 活動等については、社会福祉協議会にて実施

② 相談体制の確立

事業名	事業内容	形態	担当課名
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域全体で子どもを守るための連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する取組みを進めます。	継続	子育て支援課
交野市進路選択相談支援事業	高等学校以上の学校に進学する意識を持ちながらも、経済的に困難さを持つ生徒、保護者に対し、専門の相談員による進路相談や各種奨学金制度の相談、支援をします。	継続	学校管理課

(3) 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護者））

① 相談体制の確立

事業名	事業内容	形態	担当課名
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、子どもの送迎や子どもの預かり等、地域で子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。なお、平成29年度よりひとり親家庭の利用料について、負担軽減を図ります。	充実	子育て支援課
子育てサークル、ネットワーク事業	地域の子育て支援活動を支援します。	継続	
利用者支援事業 （子ども子育て総合相談窓口）	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できる相談支援体制を構築します。	一部継続	健康増進課 （H28 から） 子育て支援課 （H29 から）
地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座イベント等を実施します。また、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実に努めます。	充実	子育て支援課
養育支援訪問事業	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	継続	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （再掲）	地域全体で子どもを守るための連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する取組みを進めます。	継続	
発達障がい児等巡回相談事業	保育所や幼稚園等の集団生活の場に心理発達相談員が出向き、子どもの発育及び発達の課題を見極め、必要とする支援の内容と方法を明確にし、保護者と支援する者の相談と助言をします。	継続	
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立に向けての相談事業を実施します。	継続	

コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	制度の狭間にある福祉課題の相談対応をします。	継続	福祉総務課※2
生計援助資金貸付	低所得者の一時的生計困難者世帯に対し、当該世帯の生活の安定を図ることを目的に、貸付をします。	継続	福祉総務課

※2 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

② 妊娠期から出産・子育て期の間の切れ目ない支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
支援施策等の効果的なPR	既存の周知方法に加え、スマートフォンを活用し、必要とする人に必要な情報を伝える仕組みを構築します。	新規	子育て支援課 健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	0～4 か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に助産師、保健師、民生委員児童委員、主任児童委員が訪問し、育児相談や、地域の情報提供を実施します。	継続	健康増進課
利用者支援事業 (子ども子育て総合相談窓口) (再掲)	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できる相談支援体制を構築します。	一部継続	健康増進課 (H28 から) 子育て支援課 (H29 から)
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座イベント等を実施する。また、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実に努めます。	充実	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、また、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内の幼稚園等において一時預かり事業を実施します。	継続	子育て支援課 こども園課

(4) 就労に向けた包括的な支援（就労の支援）

① 子・保護者の視点に立った就労支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
就労支援相談事業	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	継続	人権と暮らしの相談課
若年者のための就労相談事業	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談を実施します。	新規	
就労支援セミナー事業	働きたい若者及びその保護者を対象にセミナーを実施し就労につながるよう支援します。	継続	
就労準備支援事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	継続	福祉総務課※ ³
就労支援事業	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	継続	生活福祉課

※³ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

② 安心して就労するための支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
病児・病後児保育事業	病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を実施します。	継続	子育て支援課
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練の受講期間についての給付金を支給します。	継続	
高等学校卒業程度認定試験受験支援事業	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験にかかる受験料を補助します。	継続	人権と暮らしの相談課

(5) 公的な経済支援へのつなぎに向けた取組み（経済的支援）

① 公的な経済支援への確実なつなぎを目指した取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
経済支援施策の事業 PR	経済支援施策をカテゴリーごとに整理し、一覧表を作成。ホームページ上での公開はもちろんのこと、各課で情報共有に努め、制度への確実なつなぎを目指します。	新規	関係各課
母子・父子自立支援員等の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭等を、必要となる制度等につなげるために、研修等を受け、体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	継続	福祉総務課※4

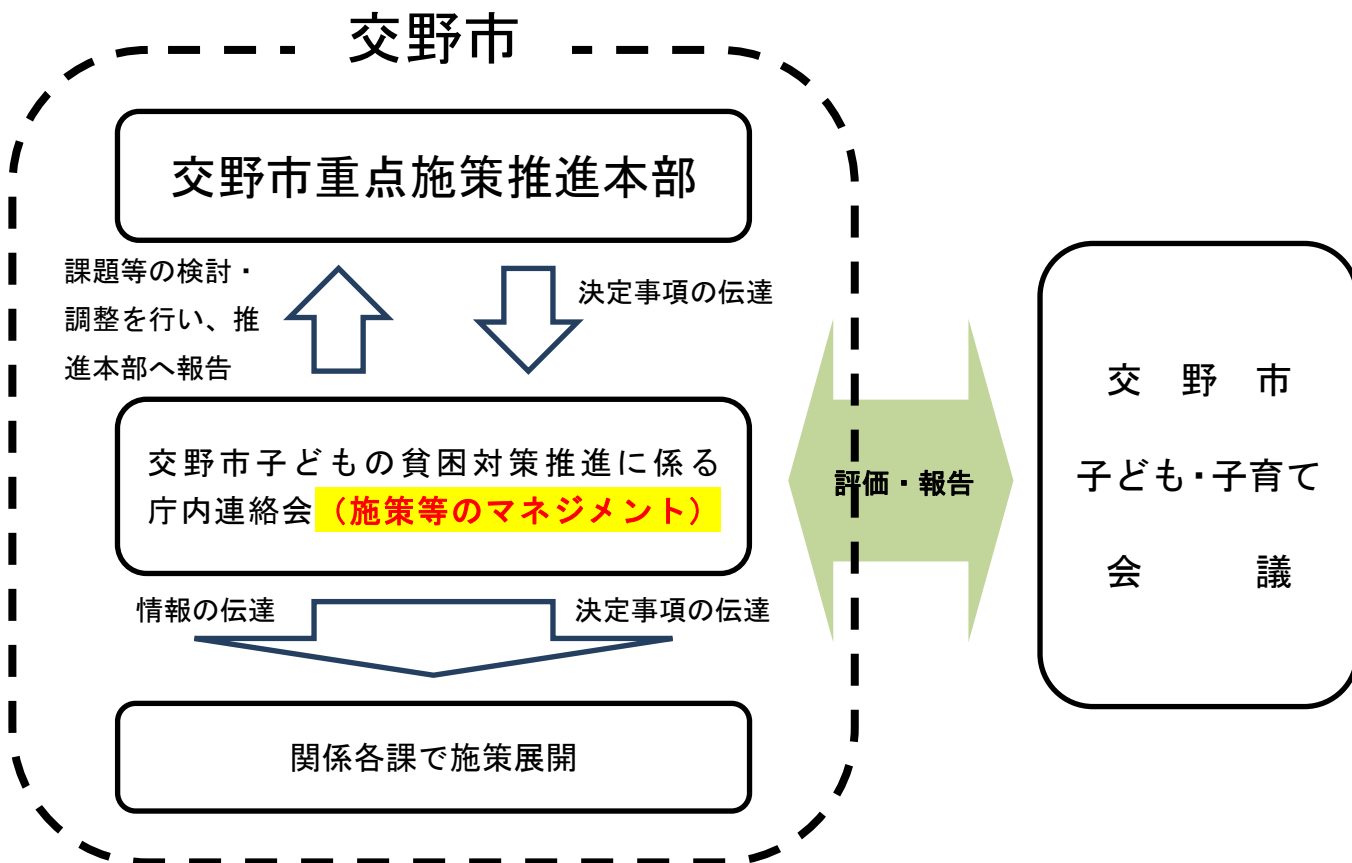
※4 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

② 保護者負担の軽減に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
寡婦控除のみなし適用	未婚で 20 歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額などを行い、負担軽減を図ります。今回対象となる制度としては、助産施設及び母子生活支援施設入所者負担金、子育て短期支援事業のほか、保育所、幼稚園、認定こども園（施設型給付）保育料等が挙げられます。	新規	子育て支援課 こども園課
減免制度の適用	放課後児童会の利用において、生活保護世帯、就学援助費受給世帯など会費の納付が困難な世帯については、申請により会費を減免し、負担軽減を図ります。	継続	青少年育成課

計画の推進及び評価・点検

(1) 庁内における推進体制と評価・点検のイメージ



交野市子どもの貧困対策推進に係る庁内連絡会

☆国や大阪府などから情報を収集し、共有に努める。

☆貧困対策に関する施策推進のための部局横断的な調整を行う。

構成メンバー

政策企画課、人権と暮らしの相談課、こども園課、健康増進課、福祉総務課、生活福祉課、学校管理課、指導課、給食センター、青少年育成課、社会教育課、子育て支援課（事務局）

(2) 国・府との連携及び関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、国の大綱、府の計画との連携だけではなく、様々な財政措置の確保も必要となります。また、行政だけでは担えない役割も多くあり、子育てに関する民間団体や地域の住民の協力も不可欠であることから、積極的に連携・協力を進めます。